

知立市道路占用料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				改正前			
道路占用料				道路占用料			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>1,100</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>830</u>
	第2種電柱		<u>1,600</u>	第2種電柱	<u>1,300</u>		
	第3種電柱		<u>2,200</u>	第3種電柱	<u>1,700</u>		
	第1種電話柱		<u>940</u>	第1種電話柱	<u>740</u>		
	第2種電話柱		<u>1,500</u>	第2種電話柱	<u>1,200</u>		
	第3種電話柱		<u>2,100</u>	第3種電話柱	<u>1,600</u>		
	その他の柱類		<u>94</u>	その他の柱類	<u>74</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	<u>9</u>	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき
	地下に設ける電線その他の線類	<u>6</u>		地下に設ける電線その他の線類	<u>4</u>		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>920</u>	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>730</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>570</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>450</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,900</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,500</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>790</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>620</u>	
広告塔	表示面積1平方メートル1	2,300	広告塔	表示面積1平方メートル1	2,300		

改正後				改正前			
		年につき				年につき	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,900</u>		その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,500</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>40</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>31</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>57</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>45</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>85</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>67</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>89</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>170</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>130</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>230</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>180</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>400</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>310</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>570</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>450</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,100</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>890</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,900</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,500</u>		
法第32条第1項第5号に掲げる物件	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に <u>0.005</u> を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる物件	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に <u>0.004</u> を乗じて得た額
			階数が 2 のもの				A に <u>0.008</u>

改正後					改正前				
掲げる施設		の		を乗じて得た額				を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額				Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			<u>1,100</u>				<u>1,200</u>	
	地下に設ける通路			680				690	
	その他のもの			<u>1,900</u>				<u>1,500</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	23				23	
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	230				230	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	230				230	
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,300				2,300	
	標識		1本1年につき	<u>1,500</u>				<u>1,200</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	23				23	
		その他のもの	1本1月につ	230				230	

改正後					改正前				
る物件	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	23	る物件	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	23
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	230			その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	230
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,300	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,300	
		その他のもの		<u>1,100</u>		その他のもの		<u>1,200</u>	
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル1月につき	230	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル1月につき	230	
	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>190</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>150</u>	
	備考 略					備考 略			

※別表中備考以外の部分の改正については、実質的な改正箇所へのみ下線を引いています。